

防 災 業 務 計 画

平成 30 年 4 月

中 部 電 力 株 式 会 社

目 次

第1編 総 則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想.....	1
第3節 防災業務計画の運用	1
第4節 定 義.....	1
第2編 一般防災業務計画	2
第1章 防災体制の確立	2
第1節 防災体制	2
第2節 災害対策組織の運営	2
第3節 社外機関との協調.....	3
第2章 災害予防に関する事項	3
第1節 防災教育	3
第2節 防災訓練	3
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項.....	4
第4節 防災業務設備の整備	7
第5節 災害対策用資機材等の確保および整備.....	8
第6節 電気事故の防止.....	9
第3章 災害応急対策に関する事項.....	10
第1節 通報・連絡.....	10
第2節 災害時における情報の収集・連絡	10
第3節 災害時における広報	11
第4節 要員の確保.....	11
第5節 災害時における復旧資材の確保.....	11
第6節 災害時における電力の融通	12
第7節 災害時における危険予防措置.....	12
第8節 災害時における自衛隊の派遣要請	12
第9節 災害時における応急工事.....	12
第10節 ダムの管理.....	13
第4章 災害復旧に関する事項	13
第1節 復旧計画	13
第2節 復旧順位	13
第3編 大規模地震防災強化計画	15
第1章 防災体制の確立	15
第1節 防災体制	15
第2節 災害対策組織の運営	15
第3節 社外機関との協調.....	15
第2章 災害予防に関する事項	15
第1節 防災教育	15
第2節 防災訓練	15
第3節 地震防災広報.....	15
第4節 非常用電源およびコンピュータシステムの整備	16

第3章 地震防災応急対策に関する事項.....	16
第1節 情報伝達	16
第2節 要員の確保.....	16
第3節 災害時における復旧資材の確保.....	16
第4節 電力の緊急融通.....	16
第5節 電力設備の災害予防措置に関する事項.....	16
第6節 避難誘導・安全広報	17
第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画.....	18
第1章 防災体制の確立	18
第1節 防災体制	18
第2節 災害対策組織の運営	18
第3節 社外機関との協調.....	18
第2章 災害予防に関する事項.....	18
第1節 防災教育	18
第2節 防災訓練	18
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項.....	18
第4節 防災業務設備の整備	18
第5節 災害対策用資機材等の確保および整備	18
第6節 電気事故の防止.....	18
第7節 津波からの避難.....	18
第3章 地震防災応急対策に関する事項.....	19
第1節 通報・連絡.....	19
第2節 地震発生時における情報の収集・連絡	19
第3節 要員の確保.....	19
第4節 地震発生時における復旧資材の確保.....	19
第5節 地震発生時における電力の融通.....	19
第6節 地震発生時における危険予防措置	19
第7節 津波来襲に備えた措置.....	19
第8節 避難誘導・安全広報	19
第9節 地震発生時における自衛隊の派遣要請	20
第10節 地震発生時における応急工事.....	20
第4章 一般防災業務計画への準用.....	20
別表第1 本店本部の構成および任務.....	21
別表第2 非常体制の発令および解除者等.....	23
別表第3 指揮命令系統.....	24
別表第4 情報伝達ルート	25
別表第5 関係機関との対応.....	26
別表第6 東海地震注意情報および警戒宣言等の情報伝達ルート（通常勤務時間内）	27
別表第7 東海地震注意情報および警戒宣言等の情報伝達ルート（夜間・休日）	28
別表第8 特別巡視，特別点検および機器調整等.....	29
別表第9 仕掛け工事および作業中の電力設備における応急安全措置.....	30

第1編 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条および南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を図るため、一般防災業務計画、大規模地震防災強化計画および南海トラフ地震防災対策推進計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

なお、原子力災害に係わる防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条に基づいて原子力発電所ごとに定める原子力事業者防災業務計画によるものとする。

第2節 防災業務計画の基本構想

電力設備の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

- 1 防災体制の確立
- 2 災害予防対策
- 3 災害応急対策
- 4 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第4節 定 義

この計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1 一般防災業務計画：大規模地震防災強化計画および南海トラフ地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。
- 2 大規模地震防災強化計画：大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画をいう。
- 3 南海トラフ地震防災対策推進計画：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。
- 4 災害：災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。ただし、第2編、第3編および第4編において、災害とは原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定める原子力災害を除くものをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1 防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための防災体制は、次の区分による。

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合または発生した場合	第一次非常体制
相当程度の災害が発生することが予想される場合 または発生した場合	第二次または 第三次非常体制

2 災害対策組織

- (1) 本店および支店、支社、水力センター、営業所、電力センター、火力・原子力発電所等（以下「支店等」という。）は、防災体制に対応する災害対策組織として、非常災害対策本（支）部（以下「本部」という。）を、あらかじめ別表第1のとおり定める。
- (2) 本部は、事業場内に設置することとするが、事業場が被災した場合の、非常災害対策活動の拠点をおおきくあらかじめ定めておく。

第2節 災害対策組織の運営

1 防災体制の発令および解除

- (1) 防災体制の発令および解除は、別表第2のとおりとする。
- (2) 供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本店および地震が発生した支店等は自動的に防災体制が発令されたものとする。
- (3) 防災体制が発令された場合は、すみやかに本部を設置する。
- (4) 支店等の長は、防災体制を発令または解除した場合は、ただちに上級事業場および管轄事業場の長に連絡する。

2 権限の行使

- (1) 防災体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
- (2) 防災体制が発令された場合、本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

3 職務の代行

本部の意志決定者が災害対策活動に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する。

4 動員

本部長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

5 指揮命令系統および情報連絡の経路

本部が設置された場合の指揮命令系統および情報連絡の経路は、別表第3および第4のとおりとする。

6 原子力災害との複合災害発生時の対応

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を本店および原子力発電所等に設置するとともに、非常災害対策本部と連携を密にしながら運営する。

第3節 社外機関との協調

1 地方防災会議等との協調

平常時には、担当部署が管内の防災会議等と、災害時には、本部が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し、参加させる。

また、地域防災計画の作成等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が円滑・適切に行われるよう要請に応じ対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。

① 災害に関する情報の提供および収集

② 災害応急対策および災害復旧対策

2 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は、別表第5のとおりとする。

3 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負・委託会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本店および支店等は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等、防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

本店および支店等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

1 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業場の特殊性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化(窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について点検・整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上・下流護岸
- ② 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 水位計

(2) 送電設備

- ① 架空電線路 — 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ② 地中電線路 — ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、前記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化または防水壁等を組合せて対処する。

2 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

3 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 火力・原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(2) 送電設備

耐塩がいしまたはがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(3) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処する。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

4 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策は、各設備の予防計画目標を設定し、必要箇所に角落し、あるいは防潮扉・防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、電動機等のかさあげまたは非常事態の主要機器吊上げ用器具の整備を行う。

水害対策についても必要に応じ、これに準じて行う。

5 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔にはオフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、必要に応じ電線の難着雪化を図る。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。

6 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、アークホーンおよび避雷器の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

なお、地中線については必要に応じ、避雷器の設置、架台の連接接地、平行地線の設置を行う。

(2) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを設置する。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付け対処する。

7 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基ついで算定する。

8 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備ごとに、所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

(1) 防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立

(2) 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置

(3) 連絡通報体制その他防災体制の確立

9 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

10 地震対策

各設備は、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。

(1) 水力発電設備

ダム・その他の電気工作物の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令等の諸基準に基づき、設備の重要度やその地域の状況（地質、地震活動等）を勘案して行う。建物については、建築基準法に基づき設計する。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計する。

建物については、建築基準法に基づき設計する。

(3) 原子力発電設備

原子力発電所のすべての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計する。

また、重要な建物および構築物は、原則として直接岩盤上に設置する。

(4) 送電設備

架空電線路 — 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路 — 終端接続箱、給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計する。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮して設計する。

(5) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。

建物については、建築基準法に基づき設計する。

(6) 配電設備

架空配電線路 — 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中配電線路 — 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮して設計する。

(7) 通信設備

電気技術規程「電力保安通信規程」等に基づき耐震設計を行う。

11 津波対策

(1) 水力発電設備

発電所の設備の重要度、その地域で予想される津波浸水深想定等を勘案し検討を行う。

(2) 火力発電設備

発電所設備の重要度，その地域で予想される津波浸水深想定等を勘案し検討を行う。

また，津波浸水深想定の大い火力発電所については，燃料油船の緊急離棧装置，燃料基地タンク出入口弁の一括閉止回路の設置等の対策を行う。

(3) 原子力発電設備

原子力発電設備は，安全上の重要度に応じて，防波壁，防水扉の設置等の対策を行う。

また，重要な建物および構造物は，十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

(4) 送電設備

送電設備の被害が電力供給に与える影響の程度を考慮し，代替性の確保，多重性等により津波の影響の軽減対策について検討を行う。

(5) 変電設備

変電所設備の重要度，その地域で予想される津波浸水深想定等を勘案し，機器操作箱の高上げ等の対策を行う。

(6) 配電設備

地域の防災計画，浸水後の需要の有無等との整合を図り，地域と協調して被害を減じ，または復旧を容易とする設備形成を進める。

(7) 通信設備

屋内に設置される装置については，構造物の設置階を考慮した設計とする。

第4節 防災業務設備の整備

1 観測・予報設備

局地的気象の観測を行うことにより，ラジオ，テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため，必要に応じ次の諸設備を強化・整備する。

(1) 雨量，流量，風向，風速，気圧ならびに水位の観測設備

(2) 潮位，波高等の観測設備

2 通信設備

災害時の情報連絡，指示，報告等のため，必要に応じ次の諸設備を強化・整備する。

(1) 無線伝送設備

① マイクロ波無線等の固定無線設備

② 移動無線設備

③ 衛星通信設備

(2) 有線伝送設備

① 通信ケーブル

② 電力線搬送設備

③ 通信線搬送設備

④ 光搬送設備

(3) 交換設備

(4) 通信用電源設備

3 非常用電源の整備

本店および支店等は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

4 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

5 水防・消防に関する設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する設備を整備する。

(1) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁，防水扉などの浸水対策設備
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇および車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

(2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備，燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車
- ③ 消火栓，消火用屋外給水設備，水幕設備
- ④ 各種消火器具および消火剤
- ⑤ 火災報知器，非常通報設備等の通信設備

6 石油等の流出による災害を防止する設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の設備を整備する。

- (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器
- (2) 油回収船
- (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等資機材

7 その他災害復旧用設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電機設備等を整備する。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

1 災害対策用資機材等の確保

本店および支店等は、災害に備え平常時から復旧用資材，工具，消耗品等の確保に努める。

2 災害対策用資機材等の輸送

本店および支店等は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両，舟艇，ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 災害対策用資機材等の広域運用

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速・容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店および支店等は、食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

6 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

第6節 電気事故の防止

1 電気工作物の巡視・点検・調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用のお客さまを除く一般のお客さまの電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故および電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 停電した時は、当社事業場へ復旧要請すること。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業場に通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れの無いことや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネットホームページ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布し認識を深める。

(3) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1 通報・連絡の経路

通報・連絡は、別表第4および第5のとおりとする。

2 通報・連絡の方法

通報・連絡は、第2章第4節第2項「通信設備」に示す設備および加入電話等を使用して行う。

第2節 災害時における情報の収集・連絡

1 情報の収集，報告

災害が発生した場合は、本部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し，すみやかに上級本部に報告する。

(1) 一般情報

① 気象・地象情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力設備等を除く水道，ガス，交通，通信，放送，道路，橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部，官公署，報道機関，お客さま等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 当社被害情報

① 電力設備等の被害状況および復旧状況

② 停電による主な影響状況

③ 復旧資材，復旧要員，食糧等に関する事項

④ 従業員の被災状況

⑤ その他災害に関する情報

2 情報の集約

上級本部は，下級本部からの被害情報等の報告および独自に国・地方公共団体等から収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努める。

3 通話制限

(1) 災害時の保安通信回線を確保するため，本部長は必要と認めたときは通話制限その他必要な措置を講ずる。

(2) 防災体制の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは，本店にあっては総務室長，支店等にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 災害時における広報

1 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力設備被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、電気事故を防止するため、第2章第6節第2項に定める広報活動を行う。

2 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、インターネットホームページの活用や広報車等により当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1 要員の確保

(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

(2) 防災体制が発令された場合は、対策要員はすみやかに所属する本部に出動する。

なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は呼集を待つことなく、あらかじめ定めた基準に基づき出動する。

(3) 交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は、最寄り事業場に出動し所属する本部に連絡のうえ、その指示に従う。

2 復旧要員の広域運用

他電力会社、電源開発株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧資材の確保

1 調達

本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法によりすみやかに確保する。

(1) 現地調達

(2) 本部相互の流用

(3) 他電力会社等からの融通

2 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請している請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等、その他実施可能な運搬手段により行う。

3 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

第6節 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店本部は、各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

第7節 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本部長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、本部長は自衛隊法に基づき被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第9節 災害時における応急工事

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。また、二次災害の防止に配慮して行う。

2 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により迅速・確実な仮復旧を行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

非常災害時応急復旧工法による迅速・確実な復旧を行う。

(5) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

3 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第10節 ダムの管理

1 管理方法

ダムの地域環境・重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

2 洪水時の対策

洪水が予想されるときは、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め機械器具、観測、警報設備の点検整備を行う。

3 通知、通報

ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

4 ダム放流

ダム操作規程またはえん堤管理規程（えん堤操作基準）に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ河川パトロールも実施する。

5 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により別に定める。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

1 本部は各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に上級本部にすみやかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食糧等の手配
- (7) その他必要な対策

2 上級本部は、前項の報告に基づき下級本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水 力 発 電 設 備	1 系統に影響の大きい発電所 2 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難になるおそれのある 発電所 4 その他の発電所
火 力 発 電 設 備	1 所内電源を確保できる発電所 2 系統に影響の大きい発電所 3 地域供給変電所を有する発電所 4 その他の発電所
原 子 力 発 電 設 備	1 所内電源を確保できる発電所 2 系統に影響の大きい発電所 3 地域供給変電所を有する発電所 4 その他の発電所
送 電 設 備	1 全回線送電不能の主要線路 2 全回線送電不能のその他の線路 3 一部回線送電不能の主要線路 4 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	1 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配 電 設 備	1 病院, 交通・通信・報道機関, 水道, ガス, 官公庁等の公共機関, 避難所, その他重要施設への供給回線 2 その他の回線
通 信 設 備	1 防災用電話・給電用電話・移動無線設備・衛星電話・給電指令用電話 2 重要通信回線 (系統保護用, 系統監視, 制御用回線) 3 その他通信回線

第3編 大規模地震防災強化計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1 防災体制の区分

東海地震注意情報ならびに警戒宣言が発せられた場合に対処するための防災体制として、地震警戒体制をとる。

2 災害対策組織

- (1) 本店および支店、支社、水力センター、営業所、電力センター、火力・原子力発電所等（以下「支店等」という。）は、防災体制に対応する災害対策組織として、地震災害警戒本（支）部（以下「本部」という。）をあらかじめ別表第1のとおり定める。
- (2) 本部は事業場に設置することとするが、事業場が被災した場合の、非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておく。

第2節 災害対策組織の運営

1 防災体制の発令および解除

- (1) 防災体制の発令および解除は、別表第2のとおりとする。
- (2) 防災体制が発令された場合は、すみやかに本部を設置する。

2 権限の行使

一般防災業務計画第1章第2節第2項に準ずる。

3 職務の代行

一般防災業務計画第1章第2節第3項に準ずる。

4 動員

一般防災業務計画第1章第2節第4項に準ずる。

5 指揮命令系統および情報連絡の経路

一般防災業務計画第1章第2節第5項に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 地震防災広報

一般防災業務計画第2章第6節第2項に準ずる。

第4節 非常用電源およびコンピュータシステムの整備

一般防災業務計画第2章第4節第3, 4項に準ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 情報伝達

東海地震注意情報、警戒宣言ならびに警戒解除宣言等に関する情報伝達の経路は、別表第6および第7のとおりとし、その伝達の方法は、通信設備等により行う。

なお、県の地域防災計画に基づき、電力設備の状況等について報告を迅速かつ的確に行う。

第2節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

なお、対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは関係箇所からの伝達を待つことなくすみやかに所属する事業場に出社する。

第3節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第4節 電力の緊急融通

地震警戒体制が発令されたときは、本店本部は各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、災害発生後の電力の緊急融通体制について確認し、大規模な地震の発生に備える。

第5節 電力設備の災害予防措置に関する事項

地震警戒体制が発令されたときは、東海地震予知情報、東海地震注意情報の内容その他これらに関連する情報（以下「東海地震予知情報等」という。）に基づき、電力設備に関する次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

1 特別巡視、特別点検等

東海地震予知情報等に基づき、電力設備等に対する特別巡視・特別点検・機器調整等を別表第8により実施する。

2 通信網の確保

保安通信設備の点検・整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。また、社外的には公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

3 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各電力設備（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保全上の応急措置を別表第9により実施する。

4 原子力発電所の措置

東海地震注意情報発表時において浜岡原子力発電所については、代替電力確保等必要な措置を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら段階的な停止などの準備的措置を講ずる。また、警戒宣言発令時において、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。

第6節 避難誘導・安全広報

1 社外者の避難誘導

地震警戒体制が発令されたときは発電所等への見学者・訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、東海地震予知情報等の内容に応じた連絡ならびに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

2 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

一般防災業務計画第1章第1節に準ずる。

第2節 災害対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に準ずる。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に準ずる。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 防災業務設備の整備

一般防災業務計画第2章第4節に準ずる。

第5節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 電気事故の防止

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第7節 津波からの避難

南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区（過去の津波被害の履歴や国・地方公共団体が作成したハザードマップ等から地方公共団体が設定する地区をいう。以下「避難対象地区」という。）の事業場においては、避難場所、避難経路、避難方法等を定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努める。

津波警報が発令された場合は、直ちに安全な場所に避難することを原則とする。なお、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、第3章第7節に定める必要な措置を講ずる。

第3章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 地震発生時における情報の収集・連絡

一般防災業務計画第3章第2節に準ずる。

第3節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

第4節 地震発生時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第5節 地震発生時における電力の融通

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第6節 地震発生時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第7節に準ずる。

第7節 津波来襲に備えた措置

1 津波警報が発令された場合、有人発電所等においては、従業員および作業員の安全確保を図るため避難に要する時間を十分確保したうえで、次に掲げる各項の措置を講ずる。

(1) 特別巡視・特別点検

- ① 高圧ガス，危険物設備，燃料油関係漏洩防止設備（防油堤など。）の巡視
- ② 非常用電源設備の巡視点検
- ③ 消防用設備等の巡視点検
- ④ クレーン等移動，転倒するおそれのある設備の固定状況点検

(2) 応急安全措置

津波・高潮対策用設備（防潮扉など。）の閉鎖

2 津波警報が発令された場合、避難対象地区の仕掛け工事および作業中の電力設備においては、原則として工事および作業を中断するとともに、従業員および作業員の安全確保を図るため避難に要する時間を確保したうえで、作業用電力の停止，エンジン類の停止，火気使用の禁止，および本節1(1)・(2)に準じた措置を講ずる。

第8節 避難誘導・安全広報

1 社外者の避難誘導

津波による影響のおそれのある発電所等への見学者・訪問者等に対して、避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

2 安全広報

火災等の二次災害を防止するため、お客さまによるブレーカーの開放等の措置に関する広報をラジオ等の報道機関を通じて行い、津波からの円滑な避難を確保する。

第9節 地震発生時における自衛隊の派遣要請

一般防災業務計画第3章第8節に準ずる。

第10節 地震発生時における応急工事

一般防災業務計画第3章第9節に準ずる。

第4章 一般防災業務計画への準用

他の大規模地震においても万全を期するため、本編に定める津波対策に関する事項については、第2編一般防災業務計画においても準用する。

別表第1 本店本部の構成および任務

		班別	班長	副班長	任務
総合本部 本部長 社長 副本部長 関係役員	カンパニー(以下「CP」という)以外(全社大)	本部統括班	総務室防災グループ長	総務室防災グループ役付職	【対内情報】 本部の設営・運営、連絡会議の運営、内閣府派遣者等との連絡、官庁への報告、動員要員の把握、予備班の動員、通話制限、役員特命事項、本部指令・本部情報の伝達、被害・復旧状況等の収集・連絡、総合復旧・支援方針等資料の作成、支店等本部との連絡、緊急事態対策本部および需給対策本部との連携、原子力災害発生時の避難支援要員の確保、他の班に属さない事項 【対外情報】 対外情報(道路被害/復旧、津波浸水域、火災発生情報等)の収集・整理・共有、対外支援(県、自衛隊等へ)の要請・調整、県への出向および情報収集
		広報班	広報室長 ビジネスソリューション・広報センター長	広報室計画チーム長 広報室報道チーム長 ビジネスソリューション・広報センター 広告・Webコミュニケーショングループ長	対外発表資料の作成および発信、報道機関対応
総括部 総括部長 総務室長 総括部長代理 系統運用部長	カンパニー(以下「CP」という)以外(全社大)	支援班	土木建築室長	土木建築室役付職	共通：本部統括班との連絡調整 土建：応急復旧対策の計画・資機材検討・調達支援、地震・津波等の技術情報収集・分析、被害調査支援、その他土木建築に関する技術的支援
			ビジネスソリューション・広報センター長	ビジネスソリューション・広報センター 庶務・管財グループ長	総務：車両、船舶、ヘリコプター等復旧用機動力の確認・確保・調達、燃料の確認・調達、中電ビルの機能保持・応急対策、その他庶務事項
人事センター長	人事センター安全・給与厚生グループ長		人事：食料・制服の調達と配布、宿舍の手配、救護・防疫対策、その他従業員対策		
			ITシステムセンター長	ITシステムセンター総括グループ長	ITシステム：情報システムの被害状況把握、復旧方針・計画策定、復旧実施、端末融通、前進基地等OA環境整備
	CP以外	設備復旧班	原子力部長 ビジネスソリューション・広報センター長 ITシステムセンター長	原子力部業務グループ長 ビジネスソリューション・広報センター 資産管理グループ長 ITシステムセンター総括グループ長	被害・復旧状況、復旧見込みの把握、官庁等への報告、復旧計画の策定、応援人員の把握・手配、応援動員計画、輸送計画の策定、必要復旧資機材の把握、他電力への応援要請、中電ビル建物の健全性確認(ビジネスソリューション・広報センターのみ)、本部統括班との連絡調整 サイバー攻撃発生時の対応
		支援班	ビジネスソリューション・広報センター長	ビジネスソリューション・広報センター 資材調達グループ長	資材：復旧資材の確認・調達・確保、復旧資材の輸送、輸送会社備車等可能台数の確認・確保、他電力への復旧資材融通要請、道路被害状況の把握
		安否確認班	人事センター長	人事センター採用人事グループ長	従業員の安否、およびその者が居住する建物等の被害状況の確認、本部統括班との連絡調整、各CPの集約
	販売CP	お客さま対応班	お客さま営業部長	総務部総務グループ長 お客さま営業部お客さま営業グループ長 エネルギー事業部事業計画グループ長	お客さま関係PR、料金特別措置の取り扱い、お客さま対応
		安否確認班	総務部長	総務部人事グループ長	従業員の安否、およびその者が居住する建物等の被害状況の確認、本部統括班との連絡調整

班別		班長	副班長	任務
電力ネットワーク(以下「NW」という)CP	お客さま対応班	ネットワーク営業部長	ネットワーク営業部計画グループ長 ネットワーク営業部営業グループ長	お客さま関係PR, 料金特別措置の取り扱い, お客さま対応
	設備復旧班	配電部長 送変電部長 電子通信部長 総務部長	配電部架空配電グループ長 送変電部総括グループ長 電子通信部総括グループ長 総務部建築グループ長	被害・復旧状況, 復旧見込みの把握, 官庁等への報告, 復旧計画の策定, 応援人員の把握・手配, 応援動員計画, 輸送計画の策定, 必要復旧資機材の把握, 他電力への応援要請, 中電ビル内通信設備の応急対策・復旧対策(電子通信のみ), 中電ビル建物の健全性確認(総務のみ), 人財開発センター本部への協力・応援(配電・送変電のみ), 本部統括班との連絡調整
	系統運用班	系統運用部長	系統運用部総括グループ長	電力系統運用状況・被害状況の把握, 電力系統の復旧対策, 電力系統安全対策・電圧対策, 供給力確保対策, 他電力への融通対策の確認・融通要請, 気象情報の収集, 給電設備の応急対策・復旧対策, 中経局へ需給状況報告, 本部統括班との連絡調整
	支援班	資材部長	資材部総括グループ長	復旧資材の確認・調達・確保, 復旧資材の輸送, 輸送会社備車等可能台数の確認・確保, 他電力への復旧資材融通要請
	安否確認班	総務部長	総務部人事グループ長	従業員の安否, およびその者が居住する建物等の被害状況の確認, 本部統括班との連絡調整
	発電CP(火力)	設備復旧班	火力発電事業部長	火力発電事業部総括グループ長
支援班		資材部長	資材部総括グループ長	復旧資材の確認・調達・確保, 復旧資材の輸送, 輸送会社備車等可能台数の確認・確保, 他電力への復旧資材融通要請
		発電企画室長	発電企画室経営企画グループ長	燃料貯蔵量の把握, 燃料調達計画の策定
安否確認班	総務部長	総務部人事グループ長	従業員の安否, およびその者が居住する建物等の被害状況の確認, 本部統括班との連絡調整	
発電CP(再エネ)	設備復旧班	再生可能エネルギー事業部長	再生可能エネルギー事業部企画グループ長	被害・復旧状況, 復旧見込みの把握, 官庁等への報告, 復旧計画の策定, 応援人員の把握・手配, 応援動員計画, 輸送計画の策定, 必要復旧資機材の把握, 他電力への応援要請, 中電ビル建物の健全性確認, 本部統括班との連絡調整
	支援班	再生可能エネルギー事業部長	再生可能エネルギー事業部業務グループ長	復旧資材の確認・調達・確保, 復旧資材の輸送, 輸送会社備車等可能台数の確認・確保, 他電力への復旧資材融通要請
その他	予備班	CP以外	監査役室, 経営考査室, コーポレート本部, グループ経営推進室, 法務室, 人事室, 経理室, ICT戦略室, 環境・地域共生室, 経理センターのうち本部長の指示する者	本部長の指示により応援
		販売CP	考査グループのうち本部長の指示する者	
		電力NWCP	考査グループ, ネットワーク企画室, 用地部のうち本部長の指示する者	
		発電CP	考査グループ, 発電企画室(支援班除く)のうち本部長の指示する者	

(注) 1 支店等の事業場については, 本店に準じ事業場の長が個別に定める。

2 社長が本部長の任にあたることのできない場合は, 副社長が代行する。

3 本店本部においては, 本部長から各班長までの構成員による会議体を「総合本部連絡会議」といい, 総括部長から各班長までの構成員による会議体を「総括部連絡会議」という。

別表第2 非常体制の発令および解除者等

1 本店および支店等が個別に発令・解除する場合

	第一次非常体制		第二次・第三次非常体制	
	発令・解除者	協議者	発令・解除者	協議者
本店	総務室長	系統運用部長 または当該設備を 主管する部長	社長	総務室長および 系統運用部長また は当該設備を主管 する部長
支店等	支店等の長	副支店長, 電気主任 技術者, 各部長, 系 統運用センター所 長, 防災主管部署の 長	支店等の長	副支店長, 電気主任 技術者, 各部長, 系 統運用センター所 長, 防災主管部署の 長

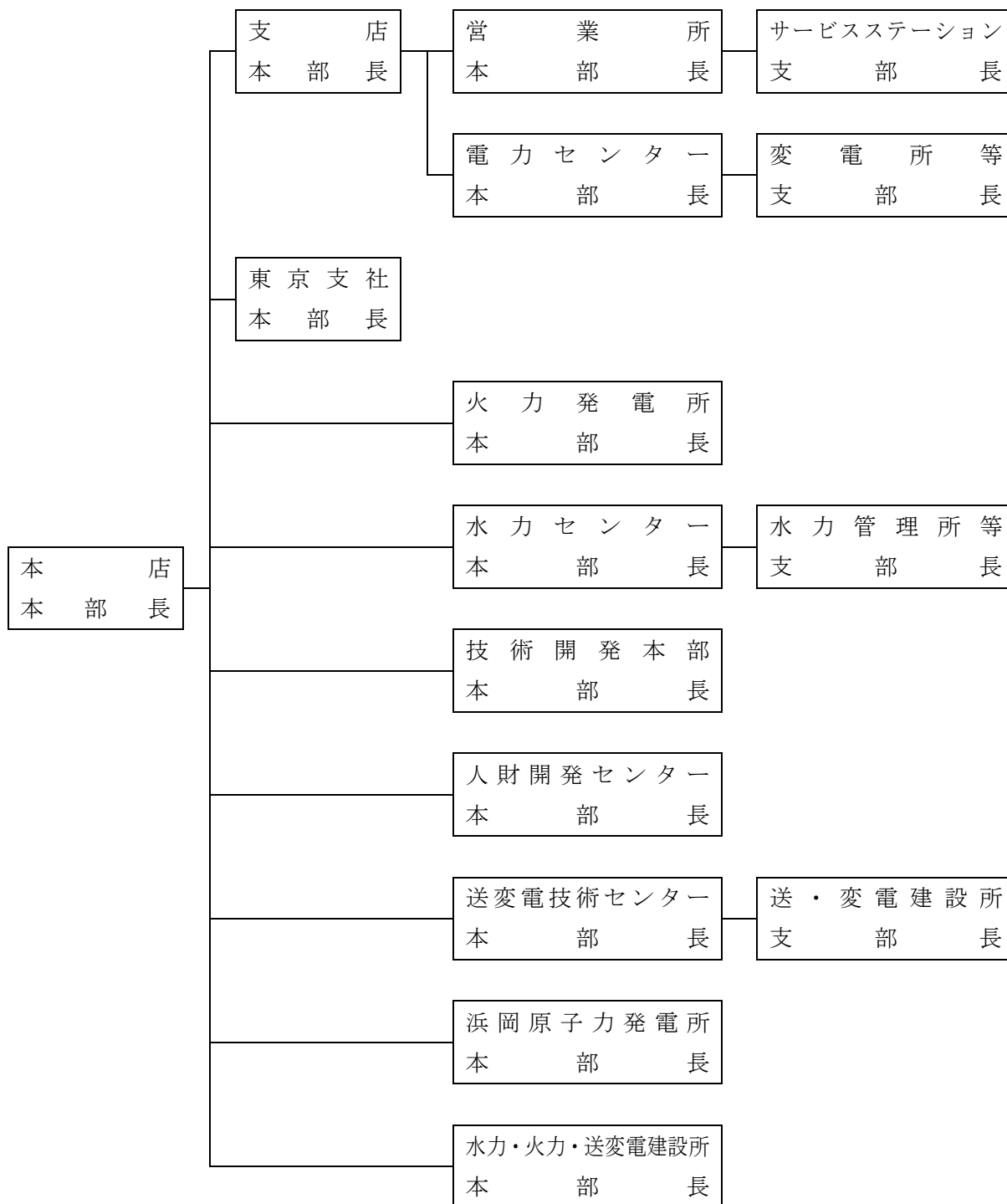
- (注) (1) 協議者は発令者に対し、情勢に応じた防災体制の発令または解除について上申を行
いまたは意見を述べるものとする。
- (2) 供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに供給区域を管轄
する支店および第一線事業場等は自動的に防災体制が発令されたものとする。

2 本店が全社に発令・解除する場合

地震警戒体制の発令・解除者	第二次・第三次非常体制の発令・解除者
(発令) 東海地震注意情報または警戒宣言が発表・発 令された場合は、自動発令されたものとする。	社長
(解除者) 社長	

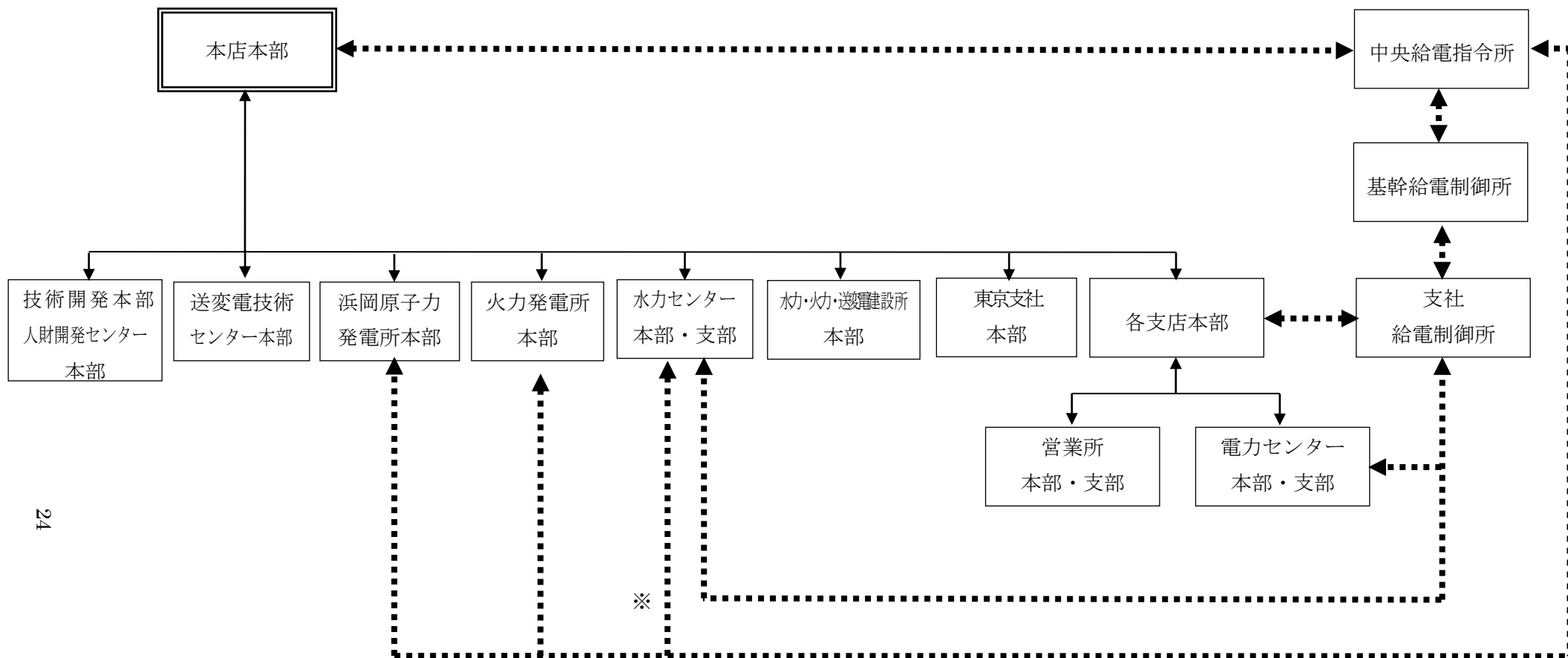
- (注) 「1 本店および支店等が個別に解除する場合」および「2 本店が全社に解除する場合」
のうち「第二次・第三次非常体制の解除」については、災害の発生するおそれがなくなっ
た場合または災害復旧が進行して必要がなくなった場合に行う。
- また、「地震警戒体制の解除」については、東海地震注意情報および警戒宣言が解除さ
れた場合に解除者が解除する。

別表第3 指揮命令系統



(注) 支部長は、本部長を置かない事業場に置くものとする。

別表第4 情報伝達ルート



(注) 情報の伝達・報告は、上図に示すルートによって行うものとする。

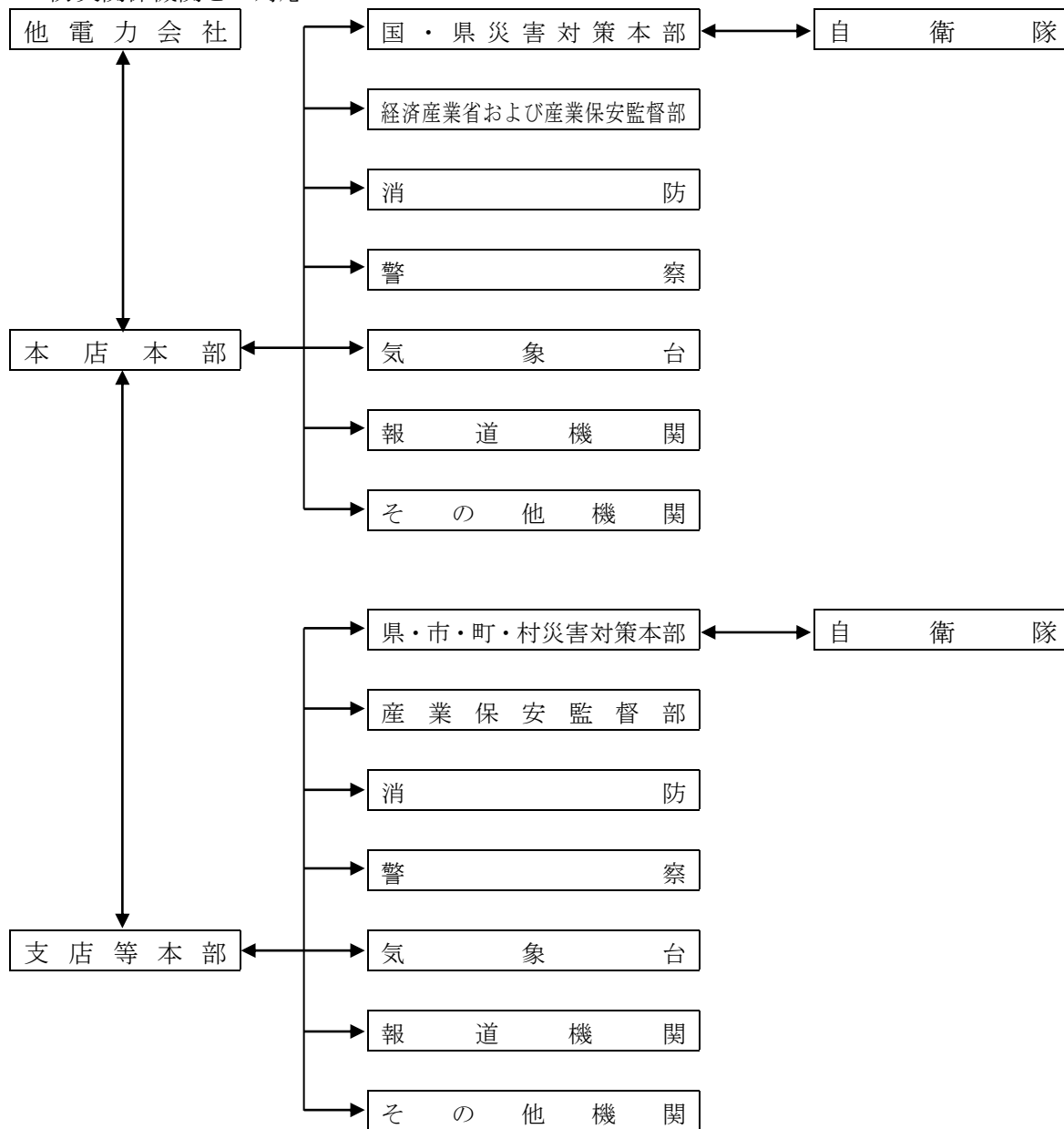
ただし、重要緊急事項については、特に上図に示すルートにかかわらず迅速・的確なルートを選んで行うことができる。

- 1 「.....▶」は、給電指令ルートを通じて行う気象情報、送変電設備の停止（被害）および復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。
- 2 「————▶」は、本部統括班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止（被害）および復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。

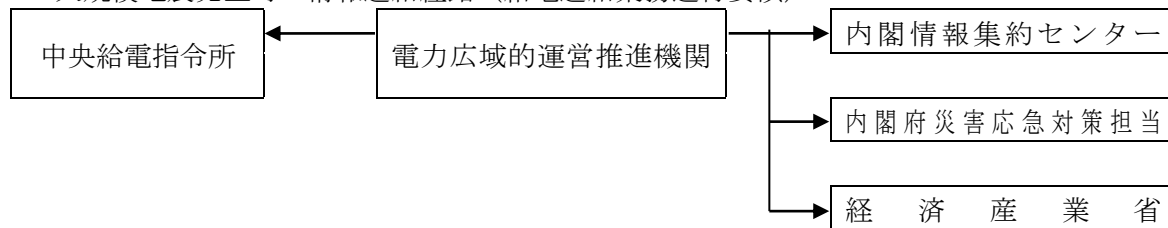
(※) 奥矢作第一、第二水力発電所

別表第5 関係機関との対応

1 防災関係機関との対応

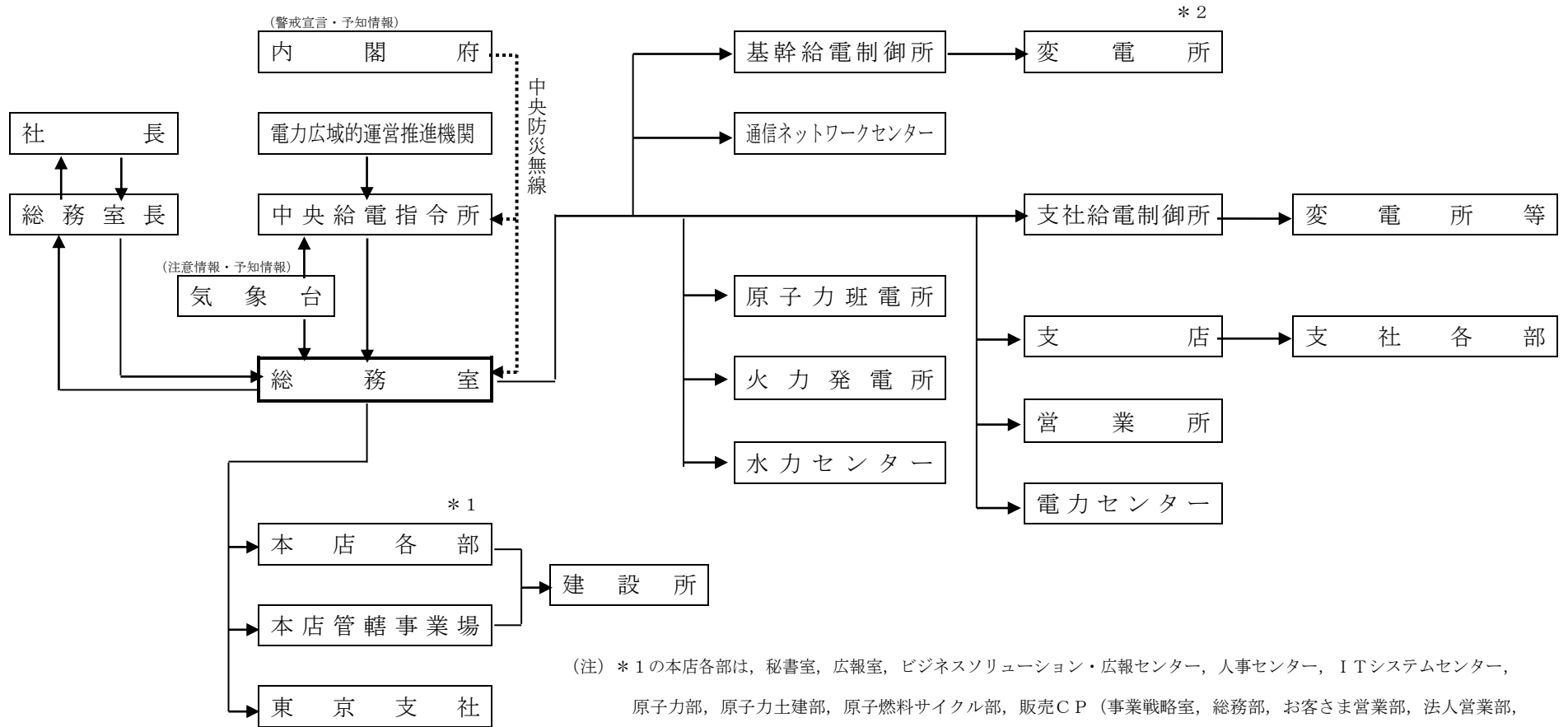


2 大規模地震発生時の情報連絡経路（給電連絡業務運行要領）



* 供給区域内において震度5弱以上の地震が発生し、かつ100万kW以上の負荷脱落が生じた場合に連絡する。

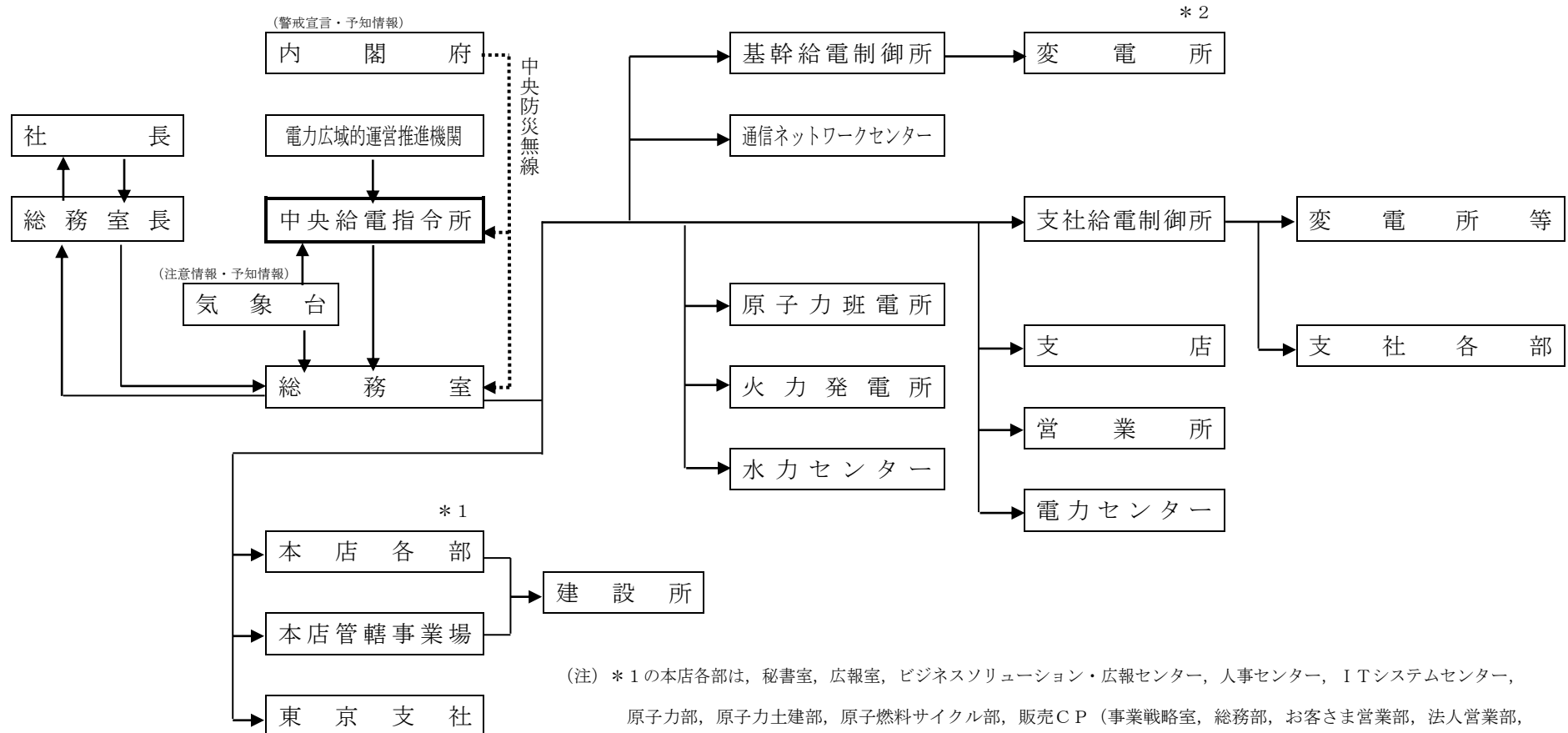
別表第6 東海地震注意情報および警戒宣言等の情報伝達ルート（通常勤務時間内）



(注) *1の本店各部は、秘書室、広報室、ビジネスソリューション・広報センター、人事センター、ITシステムセンター、原子力部、原子力土建部、原子燃料サイクル部、販売CP（事業戦略室、総務部、お客さま営業部、法人営業部、エネルギー事業部、需給運用部）、NWCP（総務部、資材部、電子通信部、ネットワーク営業部、配電部、系統運用部、送変電部）、発電CP（発電企画室、総務部、資材部、火力発電事業部、再生可能エネルギー事業部）をいう。

*2は、東部、駿遠、知多火力、西名古屋変電所をいう。

別表第7 東海地震注意情報および警戒宣言等の情報伝達ルート（夜間・休日）



(注) *1の本店各部は、秘書室、広報室、ビジネスソリューション・広報センター、人事センター、ITシステムセンター、原子力部、原子力土建部、原子燃料サイクル部、販売CP（事業戦略室、総務部、お客さま営業部、法人営業部、エネルギー事業部、需給運用部）、NWC P（総務部、資材部、電子通信部、ネットワーク営業部、配電部、系統運用部、送変電部）、発電CP（発電企画室、総務部、資材部、火力発電事業部、再生可能エネルギー事業部）をいう。

*2は、東部、駿遠、知多火力、西名古屋変電所をいう。

別表第8 特別巡視, 特別点検および機器調整等

電力設備	特別巡視・特別点検	機器調整	その他
火力発電所	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス, 危険物設備, 燃料油関係漏洩防止設備(防油堤など。)の巡視 2 非常用電源設備の巡視点検 3 消防用設備等の巡視点検 4 津波・高潮対策用設備(防潮扉など。)の巡視点検 5 クレーン等移動, 転倒するおそれのある設備の固定状況点検 6 構内特別巡視点検(落下物, 二次災害発生可能物の排除など。) 	非常用ディーゼル発電機等非常用設備の起動テスト	高圧ガス, 危険物, 劇毒物, 特化物関係の使用を極力停止する
原子力発電所	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常用電源設備等非常用設備の巡視点検 2 消防用設備等の巡視点検 3 構内特別巡視点検(落下物, 二次災害発生可能物の排除など。) 4 クレーン等移動, 転倒するおそれのある設備の固定状況点検 	非常用ディーゼル発電機等非常用設備の起動テスト	高圧ガス, 危険物, 劇毒物, 特化物関係の使用を極力停止する
給電制御所 および 有人の 水力発電所 変電所	<ol style="list-style-type: none"> 1 構内特別巡視(落下物, 二次災害発生可能の排除など。) 2 非常用電源設備の巡視点検 3 消防用設備等の巡視点検 	非常用ディーゼル発電機等非常用設備の起動テスト	

別表第9 仕掛り工事および作業中の電力設備における応急安全措置

電力設備		応急安全措置
火力発電所		<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)組立中機器の補強 (2)クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3)転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット (4)仮設パイプ等の固定</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p> <p>3 揚油、揚ガス作業は防災体制を強化し、状況に応じ作業の中止およびタンカーの避難等の実施</p>
原子力発電所		<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)組立中機器の補強 (2)クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3)転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット (4)仮設パイプ等の固定</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
水力発電所		<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)組立中機器の補強 (2)クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3)転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット (4)仮設パイプ等の固定</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
変電所・開閉所		<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)組立中機器の補強 (2)クレーン、チェンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動(3)転倒または転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
送電線路	架空	<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強または取付 (2)鉄塔上の資材、工具の撤去または緊結 (3)重機類のブーム格納 (4)工事敷地の立入禁止柵の点検・補強</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
	地中	<p>1 工事を中止し、バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
配電線路	架空	<p>1 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>
	地中	<p>1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1)ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施(2)バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強</p> <p>2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止</p>

[沿革]

昭和38.	9. 6	制 定
昭和45.	11. 16	修 正
昭和49.	12. 10	”
昭和54.	11. 16	地震防災強化計画制定
昭和57.	9. 1	修 正
平成 元.	9. 13	”
平成 4.	2. 17	”
平成 8.	4. 22	”
平成10.	4. 28	”
平成12.	6. 6	”
平成16.	1. 5	”
平成16.	6. 15	東南海・南海地震防災対策推進計画制定
平成27.	2. 3	修 正
平成30.	4. 1	修 正